

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年4月30日

香川県監査委員 林 勲  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 綾 田 福 雄  
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>(1) 超過勤務手当の支給について                      超過勤務を命ずる場合は、超過勤務等命令簿・実績簿に所要の事実を記入して命令することとなっているが、超過勤務等命令簿・実績簿の記入なしに超過勤務をし、超過勤務手当が支給されているものがあつた。                      （観音寺警察署）</p>	<p>(1) 超過勤務手当の支給について                      確認の上、直ちに超過勤務等命令簿・実績簿に超過勤務手当支給対象日時を明確に記入した。                      今後は、命令時間を正確に記入するよう、勤務時間管理員に対して周知徹底を図つた。</p>